

始



屋

三

翁

塙本源三郎撰



著者寄贈本

定活

たひうち
まみるに
あさか乃
せまくせん
うきゆね

高賈之治產豈有他道哉
專意本業於事僉志不尚
智術以篤實為法則以知足
為智難為形耳

主人守之謂之良主人主顧人
守之謂之良支顧人為舍則
皆非正道也

後漢書卷一百一
正義

紅屋三翁目次

定 悅 翁	自 一 丁 至 一 三 丁
定 次 翁	自 一 四 丁 至 一 三 丁
正 之 翁	自 二 四 丁 至 三 二 丁
餘 录	自 三 三 丁 至 三 六 丁



(置安に屋雲家本) 像聚妙悅定先祖

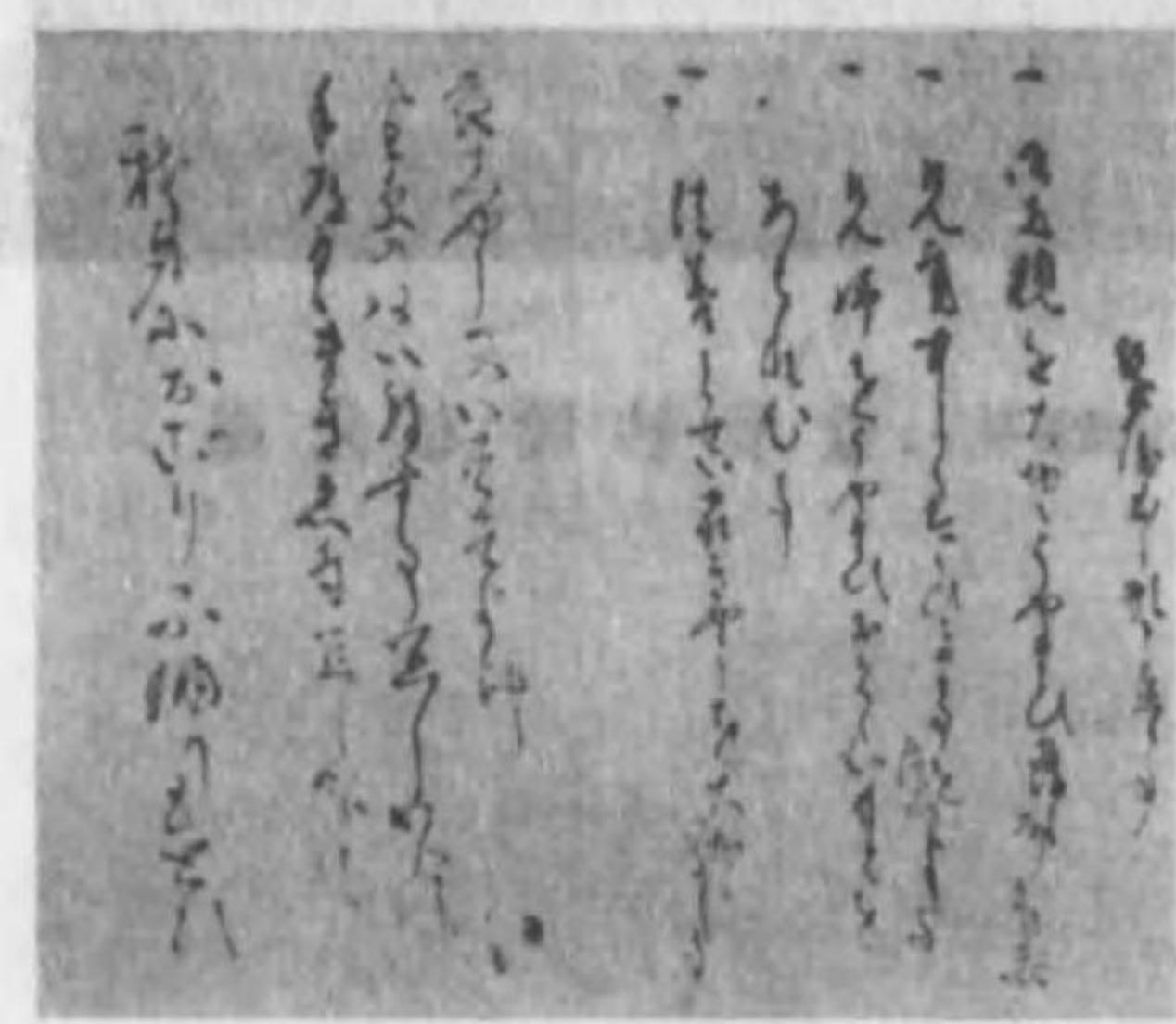
定 悅 墨 蹤



定 悅 墨 蹤



妙 聚 言 言 自 筆



紅屋三翁

先祖定悅



塙本源三郎撰

我家の祖先定悅は、幼名久藏。寛政元年、近江國神崎郡川並村の出生である。

父を、浅右衛門(教悦)。母は、のゑ(妙悦)というた。定悦は、其の三男であつた。

定悦十二歳の時、父は病疫に罹つて、長逝せられた。臨終の枕邊に、子女をあつめて、「釐毫の非を犯さず、業を勵み家を興し、父母の名を顯はして呉れよ」と云はれた。それが教悦の遺訓であつた。

母は後ち、寡居三十有餘年におよばれた。貞操堅固に、七人の遺子を教養し、壽七十八にして、心しづかに良人の跡を追はれた。存生中、粉挽き歌に、「機は横から、男は女から、さした刀はさげ緒から」とあるを、例に引いて、常に子女を誠しめ、一家の繁昌には、内助の功が、最も大切であることを諭された。その遺品である手織の蚊帳は、いまに塚本定右衛門の靈屋に藏せられて、生前の風格を、とこしへに傳へてゐるのである。

父系 宗家は塚本久右衛門である。その四代目の善流の次男善覺といふのが、喜右衛門家の始祖であつて、教悅は善覺の次男に當り、分家して淺右衛門と呼ばれた。善流は京都の越智氏より入家した人で、生家は東寺の青侍(家老ともいふ)であつたとのことである。

元來宗家の紋は、左三巴であつたが、この頃より善流生家の家紋、折敷に三の字の載せられたるを、その三の字の代りに、折敷に、左三巴に配して用ふることとなつた。これが現在、川並在住の同姓の家紋が、左三巴と角切左三巴との、二つに分れてゐる所以のことである。

である。

善流は麻布商を營み、大庄屋を勤め、享保二年、九十歳にて物故せられた。遺品に解縉紳の書幅がある。これは生家傳來のものだといはれてをる。その性行等、もとより委しいことはわからぬが、普通民家の出と違つて、可なり太つ壯の人であつたことは、福應寺の寄附などより推して知り得られよう。なほ紋章からみて、河野通有の子孫ともいふものがあるけれども、これまた明確ではない。ただ孰れにしても、その生家が由緒ある家柄であつたことだけは、察するに難からぬのである。

母系 妙悅の父、塚本九郎左衛門(宗悅)は、證賢の曾孫である。證賢と呼ぶるは、寛文年間、乾徳寺觀音田の施主で、代代川並の富豪として知られ、村治に與りて功績のあつたことは、觀音田の記録に明かである。紋章は、やはり左三巴を用ひた。

定悅はこの父を父とし、この母を母として世に出で、父の嚴と、母の慈と、よく相配して、其の爲人を玉成することを得た。殊に、父の臨終の訓誡を深く腦裡

に印して、終生受用せられたのであつた。

幼時は隨分蠻**わん**貊**ばく**であつたが、一面、また實に物わかりが早かつた。いつもお山の大將となつて、子供仲間を引きつれ、附近の金堂村に喧嘩に出かけた。喧嘩といふても、それは一種の戦争遊戯に外ならなかつた。

ところが、或る年の正月、村の頭分である櫻井茂左衛門の宅に、遊びに行つた。同家の子息で、茂吉といふのが友達であつたからである。茂吉はその時、ちやうど父の命で、納屋へ薪を運んでゐたが、定悦はこれを見るや心から感動せしめられた。富裕の家の子弟でさへ、正月にも遊ばずに、斯くも健氣に立ち働いてゐるではないか。さうおもふと、寸刻も、じつとして居られなかつた。定悦は急いで家に歸り、すぐさま畑仕事に出かけた。他人の善を見て己れを省み、些の憚るところなく、過を改めて行くところに、尊い天分の閃きが見られた。そこに向上の一路は開けた。

また或る年のことである。愛知川の川筋に當る、河合寺の堤防が破壊して、

人足を徵發せられた。定悦も募に應じた。勞作の歸途には、漬物の重石にと、川原から手ごろの石を拾うて、歸るのが例であつた。母は其の心がけをいたく喜ばれた。寺子屋の師匠をしてゐた、川島數右衛門といふのが、これを見て、この子の將來は、縮緬の羽織を着るか。並木の肥になるか、屹度二つのうちの一つだ。と評した。尋常一樣の少年ではなかつた。

十九歳の春、福應寺にて、親鸞聖人の五百五十回の遠忌を嚴修し、連枝正行院が台臨せられた。連枝親修の法筵は、居村としては、實に稀有の盛事であつた。川並はもとより近村近在の寺院は、宗派の如何を問はず、いづれも隨喜渴仰して止まなかつた。

そのとき、定悦は、連枝のお給仕役に選ばれた。當時の塙本の家柄としては、破格の光榮であつた。定悦は、爲めに、日日親しく有りがたい法話を、聽聞することが出来て、非常の感激にうたれた。定悦にとりては、これが、期せずして與へられた、大きな心の糧となつた。



定悦が僅少の資金をもつて小町紅を購ひ、これを携へて、奥州路へ行商に出かけたのは、十九歳の秋であつた。行商といふも、實は商業視察を兼ねた旅行であつた。すなはち燕脂の賣行如何で、行く先き先きの、土地の富の程度や、經濟上の狀況が、最も容易に判断し得らるるからである。その視察に際して、携帶に便利な品物を行商して歩けば、おのづから旅費が辨ぜらるるといふ、謂はゆる一石兩鳥、實に非凡な遣り方であつた。

行商中のこと、芦野驛といふ宿場に泊つたをりから、定悦は旅宿の亭主から、頻りに遊興を勧められたが、頑として聽きいれなかつた。すると亭主は腹を立てて、ことさらに、薄い蒲團しか着せなかつたので、夜の更くるにつれ、寒氣はひしひしと膚に迫つた。定悦は眠られぬままに、そぞろ身の行末を思ふに

つけて

若き時遊びに心あるならば末のなんぎと思ひ知るべしと口吟(もや)された。後年、志を遂げて家を興すや、これを繪に描かせて、始を忘れぬ記念とせられた。さうして、此の繪を新年の床懸とするを、迎春の吉例とせられた。

また其の頃、村に山連中といふ同好の發句會があつた。定悦も、會員の人となつて、俳名を三繁と呼ばれた。

名月やとまりおくれて鳴く鳥

鳥さしの笠追うてゆく蜻蛉かな

右の二句は、觀音正寺奉納の額に、拔句になつてゐる。しかし、好嗜の俳諧も長兄の源六（淺右衛門の家を嗣ぎ、後ち市右衛門と名を改む）から、「發句の思案する暇があらば、商賣の工夫をせよ」と、誠しめられて以來、ふつたり、句作を廢めてしまはれた。

奥州視察より

歸村の後は、兄源六の商業を手傳はれたが、或る日、静岡より三島へ行く途中、駿河國の柏原驛で、偶々領主郡山侯が江戸參觀の行列に出会ひ、路傍に跪いて迎送せられた。をりから三



馬上著急馬毛早着
弓箭車、ぬ保立下民
ニ堂可守野外也
生燒毛圓引又也名
冬之於水立祖佐
久津在子ひ乃そか
莫葉山下柏原探易
六倍尾一説中

伏の炎暑宛ら燐くが如く、人馬ともに流汗淋漓として喘いでゐた。藩侯の顯

貴を以てして、かやうな苦熱に堪へ、國事に努めらること、現に見るところの如くである。況して下民の我等においてをやと、定悦はうたた感慨に堪へなかつた。さうして同夜、投宿した旅籠屋で、部屋の軒端の風鈴の音を聞き、ふと目をあげて、其處に懸けられた短冊に『かせがずにぶらぶらしてはなりませぬ一文錢を頼む身なれば』と、物されてあるのを見て、これにも、また、いたく感動せしめられた。さうしたことが、一さう、定悦を發奮興起せしむる基となつたといふ。(寫眞の柏原驛往還圖は源三郎の謹作)。

文化九年、伯父與助(後ち塙本與左衛門といふ、母妙悅の兄)より資金を借受け、京大阪の小間物を仕入れ、商號を紅屋と名づけて、甲府に行商し、同地の堺屋與次兵衛方を、定宿として開業せられた。郷里を發するに臨み、一枚起請文と六字配當書とを謹寫せられた。

十三年の頃には、土蔵一棟を、此の堺屋の地所内に建築して、商品の倉庫に充てられた。

同地の柳町に、清水屋孫兵衛といふ、袋物屋があつた。その店へ、黒羅紗を賣つたとき、鯨尺の賣價を、曲尺と誤りて、取引せられた。程經て後、その誤りを見し、先方へ告げて、賣價を引下げて決算せられた。先方では、曲尺にても、格安である爲め、満足してゐたところへ、鯨尺に訂正せられたので、一だんの廉價となり、意外の利潤を得て、非常に喜ばれた。この事が、いつとなく他の取引先にも傳はりて、定悦は益々信用を博せられた。

文政六年十月、嫂の妙安の病歿を機縁とし、仲兄萬藏(後ち孝左衛門といふ)と相談して、京都東山の廟所に、兩親と、長兄夫妻との法名を刻して、一基の墓を敬立せられた。以來、京都への往反の途次、必ず墓前に跪拜するを常とし、さながら生に事ふるが如くであつた。

十二月、奥井氏の次女を娶られた。名をまさ(妙聚)というた。婚禮の式を長兄の家にて舉げ、其の隠居所を住居とせられた。後ち、豫ねて求め置かれた

字、淨光寺の敷地へ、居宅を新築して移轉せられた。時に文政九年二月二十九日。歳三十有八であつた。

これよりさ

き、文政八年、初
めて佐助とい
ふ人物を店員
に雇はれた。
爲人極めて忠
實、よく主家に
盡くし、後ち名
を改めて佐兵
衛と呼び、晩年、

圖宅住築新年九政文



また西知と稱した。

定

天保四年。一心定まるといふ、意味を取つて、名を定右衛門と改め、岳父奥井氏に詣つて、家内之掟を制定せられた。

翌五年には、相武地方へ販路を擴張せられた。七年五月十日、母妙悦の逝去に會うた。此の年こそは、有名なる天保の大饑饉に當り、主要の得意場である甲府には、百姓一揆が起つたので、店は渺なからぬ打撃を受けた。また京都では、近喜といふ兩替店が破産した爲め、多額の爲替金を損失せられた。

家内之文
定
相武地方へ販路を擴張せられた
母妙悦の逝去に會うた
大饑饉に當り、主要の得意場である甲府には、百姓一揆が起つたので、店は渺なからぬ打撃を受けた。また京都では、近喜といふ兩替店が破産した爲め、多額の爲替金を損失せられた。

天保六年。郡山侯へ銀七貫目。同十年に銀三貫目。安政四年に金百兩、並びに銀三十貫目。同年更らに金百二十兩を、各々献金せられた。此の献金の動機は、往年柏原驛にて斯侯が江戸参勤の辛勞を見て感に堪へず、他日、立身出世の曉には、必ず國恩の萬分の一にても報せんことを、心私かに誓はれた。それが、此の時に果されたに外ならなかつた。

郡山侯は、柳澤保泰といふ名君であつた。或る年、夏の炎天に庭前の掃除を、奥女中に命じおき、暫くにして之を呼びかへし、「今日の暑さは如何に」と問はれた。奥女中は答へて、「まことに身も焦げつくばかりに候ふ」と言上すると、侯は「我が領内の百姓に、極暑極寒の嫌ひなく行商にいそしみて、國用を獻納したものがある。なんぢら省みて、深く心すべきであるぞ」と、諭されたよしである。侯の謂はれた百姓とは、取りも直さず、定悦を指されたものであつた。

定悦は、侯より、御紋附の麻上下一巻、時服一領を賜つた。さうして、此の當時より大庄屋の格式に列せしめられたのであつた。

或る時、定悦は、甲府の得意先なる大木喜右衛門に商賣の祕訣を尋ね、「勤儉にして顧客の利を計れ」といはれたことを、深く肝に銘ぜられた。後年、嗣子定次の謂はゆる薄利廣商の標榜は、恐らく、是に起因したものであらう、とおもはれる。

天保八年。定悦は、本山佛光寺の財政の急を聞き、私財を抛つて、整理に盡力

せられた。その謝禮の意味で、法主より何なりと望があるなら、申出でられようと云はれたので、さらば歸敬式を、と答へられた。依つて法主は、六坊の例に準じて、歸敬式を受けられた。俗人にして六坊の例に準ずるといふことは、未曾有の殊遇であつた。なほ、定聚庵の法號をも賜つた。

定悅は、當時また、彦根侯へ永上金を納められた。これにつき、家老木俣大夫より、利足米の下賜と、家來格に列する旨の内示とが傳へられた時、「自分は郡山領の百姓なれば、他藩の扶持をお受けすることは本意ならず」と、固く辭退せられた。(此の年、大阪に大鹽の亂があり。人心匈匈まことに物騒の世の中であつた)。

天保十年。京都六角通富小路に支店を設け、商號を井紅屋久三郎と命名せられた。これは當時、豪商の小野善右衛門の屋號、井筒屋に因みて、井の字と、江州の紳商松居久左衛門の徳望を欣慕して、その久の字とを併せ用ひられたのである。(支店設置までは近興といふを定宿としてをられた)。郷里の商家で、京都に支店を設けたのは、これが嚆矢であつた。岳父の奥井善宗は、副暖簾模様の

木杯と、名前入りの風呂敷とを調製して、定悅に贈り、その將來の發展を祝福、且つ、激励せられた。

天保十一年。荒物方を創設せられた。取扱商品の種類を増加して、業務の發展を圖り、また西知を分家させて、義妹たき(奥井氏)と結婚せしめられた。翌十二年、嗣子定次は、初めて關東に下り、業務に從事した。

十三年に、吳服禁止令が發布せられ、爲めに商界は大打撃を蒙つた。

弘化元年。居村と金堂との間に争論を生じ、以來、數年に亘りて解けず。加之、嘉永元年に至り、再び祭禮のことから争ひを起し、葛藤益々加はつた。定悅は連年、村治に與つて力を盡し、これが調停に心を勞せられたが、遂に安政二年に、氏神が、金堂より居村に還幸のこととなつて、始めて積年の係争は解け、兩村の間は平和に復した。委しいことは、安政四年丁巳十一月の日附で、時の庄屋川島清右衛門、年寄塙本助次郎、助役傳右衛門、彌次右衛門が、連名押印し、次代の村役人に宛てて、定悅の功績を書き遺された「神上實永世錄」といふ二冊の書物に載せられてゐる。

弘化元年に、住吉丸を買ひ入れられた。これは西知が、荒物方の運輸の便宜を考慮せられた結果であつた。當時、店運は益々發展し、店員の數もまた増加した。浦賀清水の兩港にて、荷捌きをすることとしたのも、此の年からのことであつた。

弘化三年に、次男正之が初下りをして、業務に従事した。

嘉永二年、定次正之の兄弟ふたりが、共に京都支店にて、協心戮力、業にいそしむを見て、喜びに堪へず。その意を自畫自贊して、病床に臥せる妙聚に示し、その無聊を慰められた。贊にいふ、

子寶を右と左に商賣を見る楽しみは限りなく富士の山



妙聚の發病は、嘉永二年の春の頃からであつた。子女の心づくしの介抱も、醫師キョウシがさまざまの手當も、その甲斐なく、遂に翌三年二月十三日に永眠せられた。享年四十七歳であつた。

妙聚は、孝道、和親、敬順、信仰の諸徳を尚び、虛榮を最も戒しむべしとせられた。これが妙聚の遺言であつた。子女は皆未婚であつたところから、生前よく『運勢が榮ゆるにつけても、新嫁が来るにつけても、大切なは家風なれば、どうぞ女子のうち、一人は家に残しあきて、家政の輔佐をいたさせたい』と、云はれてゐた。

或る年のことである。妙聚は、店員の衣服を洗濯せらるるに、袖口の垢づかぬものあるを見て、支配人にその男の平素の行狀をたづね、且つ内内注意をせられたことがあつた。果して後日、その男の不身持が暴露した。それ以後、支配人は、妙聚の用意の周到なるに心服して、彌陰日向なく、忠勤を擢んでたといはれる。

また或る時、良人が、もろ傳といふ異名のある、頑固一徹の人物と、何事か大に諍ひをせられたことがあつた。妙聚は、晝休みの時、團扇もて、風を送りつつ、古人重耳の事蹟を尋ねられた。すると良人は、女四書を持つて來よといはれたので、取りよせて渡

すと、良人はそのまま、何心なく書物を開いて、読み聞かせてをられたが、そのうち『夫の謀深からざれば大に諫むべし』といふ句のある行にきた。黙つて音讀を聽いてをられた妙聚は、その時、始めて口を開いて、『誠に差し出て済みませぬがあのもろ傳は』といはれた。良人はその言葉に、ふつと気が付かれた。そこで、よく解つたというて、速に諍ひを止められた。妙聚の行き方は、すべてが、斯様に細心にして、且つ温藉な、含蓄に富めるものであつた。

西知が、定悦に仕へた最初の店員であつたことは、前段に記した。此の人は、非常に主思ひの人で、永年眷顧の恩に感激するあまり、主の壽像を、揚岸源高泰に囑して寫さしめた。定悦は、その時、六十二歳であつた。像の成るを見て、『思ひの外の醜男じやな』と、微笑せられたさうである。

西知は、資性着實、經營の才を有し、實に我家の柱石であつた。販路を相武地方に擴張し、且つ、海運の利に着眼して、此の方面の開拓に當つたことは、その功績の大なるものとして、傳へらるる。町人考見錄、相法修身錄、陰陽錄等が、平生の愛讀書であつたことから、推しても、此の人の風格は想見せられよう。

うへを見すこころこまかにつとめなば佐渡の金山ここにこそあれ

との一首は、西知の飾りなき信念の發露である。主の後嗣定次、および正之の兩人を、真心こめて、指導に當つたのも、また此の人には外ならなかつた。

或る歲晚、西知は京都支店にて、定悦の創業談を、若い店員達に、諱諱と説き聞かせ、おふたりのおかげで荷物出しはらひ安樂に越す年の暮かなとの、即事一首を物された。おふたりとは、定次と淺吉(市右衛門の息)をさすのである。定次は、

商ひの道ふみ習ふうれしさに何寒からぬ年の暮かなと應酬した。定次は、時に歲十有四であつた。

安政元年、西知發病の後は、概ね郷里にあつて餘生を養うてゐた。文久二年の春、久方ぶりに得意場を視察に出向いたが、八王寺の客次にて、病氣再發し、三月十五日、定宿倉田屋にて逝去。同地元横山町大義寺に葬られた。後年、杉浦重剛翁は、西知の遺品の調度に題している。

所菱甘棠 猶且不苟
手澤所存 長垂裕後

と。故人の流風實に欽仰すべきではないか。

嘉永四年、次男の正之は、二十歳にして、甲州方の支配人となつた。六年ペルリの來航に、國論沸騰し、地元の浦賀は、いふも更なり、關東一帶は、黒船襲來の噂に脅かされて、物價暴落し、商界は、混沌として、日常の取引も、殆ど手に着かぬありさまであつた。我店においても、此の前後、金福丸、萬生丸の兩船遭難事件あり。主要の得意場である甲府は、激烈なる地震に見舞はれ、店の柱石西知は、病氣のために引退し、加ふるに、この隙に乗じて、店員數名、酒色に耽りて不始末をなす等、語に謂ふ内憂外患交々至り、實に多事多難を極めた。定悅は『古木を截つて新芽を育てよ』と、決意一番、斷乎として、不埒の店員數人を解雇せられた。

安政五年、福應寺本堂の改築の議が起つた。定悅は、その發起人の筆頭であつた。工事中、此の年八月二十八日に、中風に罹り、疾久しく癒えず、越えて、萬

延元年の春におよぶや、定悅は病軀を起して籠に乗り、本堂上棟の現場を目あたり見て、心から悦ばれた。後ち間もなく八月に入りて、その病勢は頓に革り、遂に同月二十五日を以て、宛ら眠るが如く、安らかに白玉樓中の人となられた。享年七十有二歳であつた。

翁の歿後、年を経て、郡山藩知事より、香を奠せられ、また滋賀縣權令よりも、國風を寄せられた。すなはち次の如くである。

一伽羅 壱箇

一懸物 善以爲實 香山筆 壱幅 紙裱具

右令授與候焚物の義者其方祖先佛事用に可被致候也

明治二己巳年九月

郡山藩知事從四位 柳澤保申

近江國神崎郡川並村

塚本定右衛門殿

塙本定悦翁十九歳の頃紅賣の畫像を見て大に感することありければ
冬の日にこゝろをこめてつちかへは色よき花もさくとこそきけ

滋賀縣權令 箬手田安定

定悦翁紅賣の畫像實に感心の至に御座候抑々創業の難き如是爲子孫者能家法を
確守し此翁の勉強せし事を忘却せざれば子孫倍繁榮せん若萬々一紅賣云々の艱
難を忘却すれば子孫必衰亡せん是安定の暴言に非ざる也今般和歌一首相認さし
出候 不備

明治十一年

三月十日

安 定

塙本定右衛門殿

源謹で按するに定悦翁は資性闊達氣格曠放事に當るや常に大局を達觀して之
に應酬し些の凝滯するところがなかつたしかも平生意を用ふること頗る周

密溝を持して容易に放たず。一たん時到り機動くと見れば奮然蹶起宛ら鷹の
雀を搏つが如く嘗て一度も的を逸せられたことはなかつた。

生前翁は口癖のやうに『見透しがよいかわるいか』といはれた。すなはち機
を見て逸せず時に應じて誤る勿れとの謂である。此の一語ほど翁の翁たる天
稟を端的に示されたものはない。翁は實に比類稀なる熟慮斷行の人であつた。

翁の逸事のひとつとして今に傳へらるるは嗣子定次の婚禮翌朝の出來事で
ある。何者の惡戯か。夜の明けやらぬまに葬具の輿が門前に据ゑおかれてあ
つた。家人はこれを見て太く騒いだが翁は家人を制して徐ろに謂はれた。『嫁
はとかく居馴染みにくいものじやがこの新嫁は必ず良人の家から葬式をせよ
との謎をかけたものに相違ない。さてさて幸先のよい事じや』とさう云つて翁
が破顔一笑せられたので騒ぎはたちどころに鎮つた。一方惡戯をした者は翁
の言葉を耳にして其の宏量に服し自分の所業を愧ぢ入つたといふことである。

また嘗て福應寺建築の時に境内に老松がありそれが敷地の一隅に磐桓して
ゐる爲め堂宇の設計に行惱みを生じ或ひは伐採すべしといひ或ひは保存すべ

しといひ、議論が二派に分れて、纏りが着かなかつた。一同、その始末に、困じてゐるのを見て、翁は、寺の地續きに在る、自分の生家に交渉し、費用を惜しまず、且つ住宅の不便をも顧みず、家作を引き移して、境内隣接地若干歩を寄進し、老松を保存するとともに、建立に支障なきよう、せられた。そこで院主も、門徒も、翁の財施に感じ、特に同寺の記録に、此の事を書き認めて、永久にこれを記念することにした。境内の風致が、その幽遠の趣を百年の後に保ち得たのも、ひとへに、翁の篤志の賜賛と謂へよう。翁の手澤の遺物などを見れば、かうした純真にして、大度な、翁の風容が、髪髄として、いまに偲ばるのである。

翁は實に飾りつけのない、孔子の謂はゆる『知らざるを知らずとす』る底の氣象の持主であつた。これは翁の爲めに、物せられた「しのぶ草」といふに、「私は幼少より、ろくに手習せず、一代不自由いたしました」と、素直に告白してをられるのを見ても分るが、その岳父善宗父子が、商人には珍しい好學の人であつたので、翁は己れの無學を、すこしも韜みかくさずによろづ打明けて、質問せられてゐた。岳父も、これに對して、諄諄乎として誨へて倦ます。大に、翁の向上進修に裨補せられたといふ。

嗚呼。その出處。その功業。その風格。仰ぎ見來れば、翁こそは、業界の先覺にして、眞に近江商人の典型であつた。源毎に祖徳を念じて感窮りなし。希くば後世子孫、祖先が當年、創始の艱苦の、いかばかり甚大なりしかを追憶し、恭儉電勉、造次顛沛も、家業を苟くもせず、虔んで其の遺風を永遠に繼承せんことを。



(才五十七) 翁 次 定 本 塚

定次墨蹟

もト
テ志
ノル
アリ
モト
キ

定次筆蹟

亨利
廣商



自ら手形を押して古老の店員 北村正七 定次實

二代 定次

塙本定次は、定悦の長男である。文政九年十二月二日に生れ、幼名を興吉といひ、家を嗣いで後、定右衛門を襲名せられた。

母は、妙聚である。妙聚は妊娠中、兄の新吉より胎教の大切なることを諭され、女大學、經典餘師等を心讀して怠られなかつた。従つて、日常最も意を庭訓に用ひ、語に『馬は乗り殺せ、子は教へ殺せ』といふを座右の銘として、極めて懇篤に子女の教養に當られた。人の母として、それが如何に眞ごころの籠つたものであつたかは、今に其の遺書がありのままに語つてゐるのである。なほ妙聚の善き指導者であつた新吉は、天保十年八月二十三日、信州松本にて客死せられた。それは定次が、十四歳の時であつた。

母系 妙聚の父は、奥井家七代の祖善宗である。善宗には二男三女があつた。長男

は新吉。次男は金六といった。新吉は好學の人で、博覽強記を以て推されてゐた。當今で謂ふ理想家であつたらし。よく弟妹を輔導せられたことは、前に舉げた胎教の必要なることを、說いた例だけでも知られよう。金六は、商機を見ることが敏捷にして、加ふるに、意氣に富み、且つ、長兄に似て文事の嗜みもあつた。長女は、かの。次女は、すなはち妙聚。三女を、ちのと呼んだ。ちのは、同族武左衛門に嫁したが、かのは、良縁に恵まれず、終生、生家に在りて、家事の輔佐に當つてゐた。他に異母の弟妹もあつたが、ここには略する。

善宗の父を善流といつた。善流は奥井家六代目の當主である。此の人は加賀に行商を營んでゐたが、安永年間、同國の支店が、類焼の難に會うた爲め、殆ど破産に瀕し、後ち、數年にして病歿した。善流の室妙善は、塚本吉右衛門の女であつた。妙善は、稀有の賢夫人で、夫の歿後、凜乎貞節を守りて、婚家の窮厄に處し、艱苦を凌いで家運の挽回に力めつゝ、ひたぶるに、遺子善宗の訓育に心を碎いた。それゆゑに、奥井家にては、妙善の徳を、限りなく追慕し、其の法要を、今日に至りても、特に嚴修して居るのである。善宗は、息使ひの極めて静かな質で、物事に思慮の深い、德望の人であつたとのことであるが、それには、此の男勝りの母の厳格なる様を受け、謙讓の精神を養ひ得たことが、よほど、興つて力ありと思はれる。なほ妙善の生家の實弟は、宗齋といひ、これまた行

商を營んでゐた人であるが、晩年には専ら文筆に親んで、馬隨と號し、その筆に成る繖山賦の如き、今に傳へて、廣く人口に膾炙してゐるのである。

妙善の孫のひとりが、定次の母妙聚であるのは、謂ふまでもない。かうした人々を、母系に有したことによりて、定次の賦性の由來するところの一半は、これを察するに、難からぬではないか。

定次は天保十年。すなはち十四歳の時から、京都店にて、商業見習をなし、十六歳で、關東へ初下りをして、商務に從事せられた。

十八歳の時に、癆症に罹られた。妙聚の痛心は一方ならず、寢食を忘れて、看護に盡し、神佛に平癒を祈願せられた。その效ありてか、一しきり案ぜられた容態も、後ち次第に快方に向うた。定次は病床の徒然を慰むる爲め、生花、繪畫、俳句などを學ばれた。年を経て、疾はまつたく快癒した。定次が、慈母の心づくしを徳として、終生、追孝の念のいかに切であつたかは、申すまでもあるまい。定次は、全治後も、多く京都店に在りて、商務に從事せられた。

嘉永三年二月十三日に、母の妙聚は逝去せられた。同六年ベルリの來航により、人
心の動搖頓に甚しく、安政元年に内裏の炎上、萬延元年には櫻田御門の椿事、さては地
震疫病等、相踵いで起つた。さうした陰惨たる世相が、業界の景氣を一層沈衰させ、人
人の心を荒ましめたことは、謂はん方もなかつた。我が店方においても、回船問屋の
難破や、店員の不始末などの不祥事が、續出したこと、並びに萬延元年八月二十五日
に、父定悅が逝去せられたことは、既に前段に敍した。

元治元年七月十九日には、蛤御門の事變が起つた。此の日、まづ砲聲は、丸太
町の邊から、殷殷として聞え、次いで火の手が揚がつた。此の時の京都店の居
合は、定次を始めとして正之、原三、西悅等十一人であつた。

一同は、取りあへず部署を定め、倉庫、および借藏の目塗りをなし、西悅外一人
は、本家に報告の爲め江州へ急ぎ、九人は、鳶口、手桶、下駄、細引などを携へて、取引
店である、五條坂の尾張安に避難した。

火勢は時を逐うて、いよいよ凄まじく、猛炎天を焦がし、到る處に延焼した。

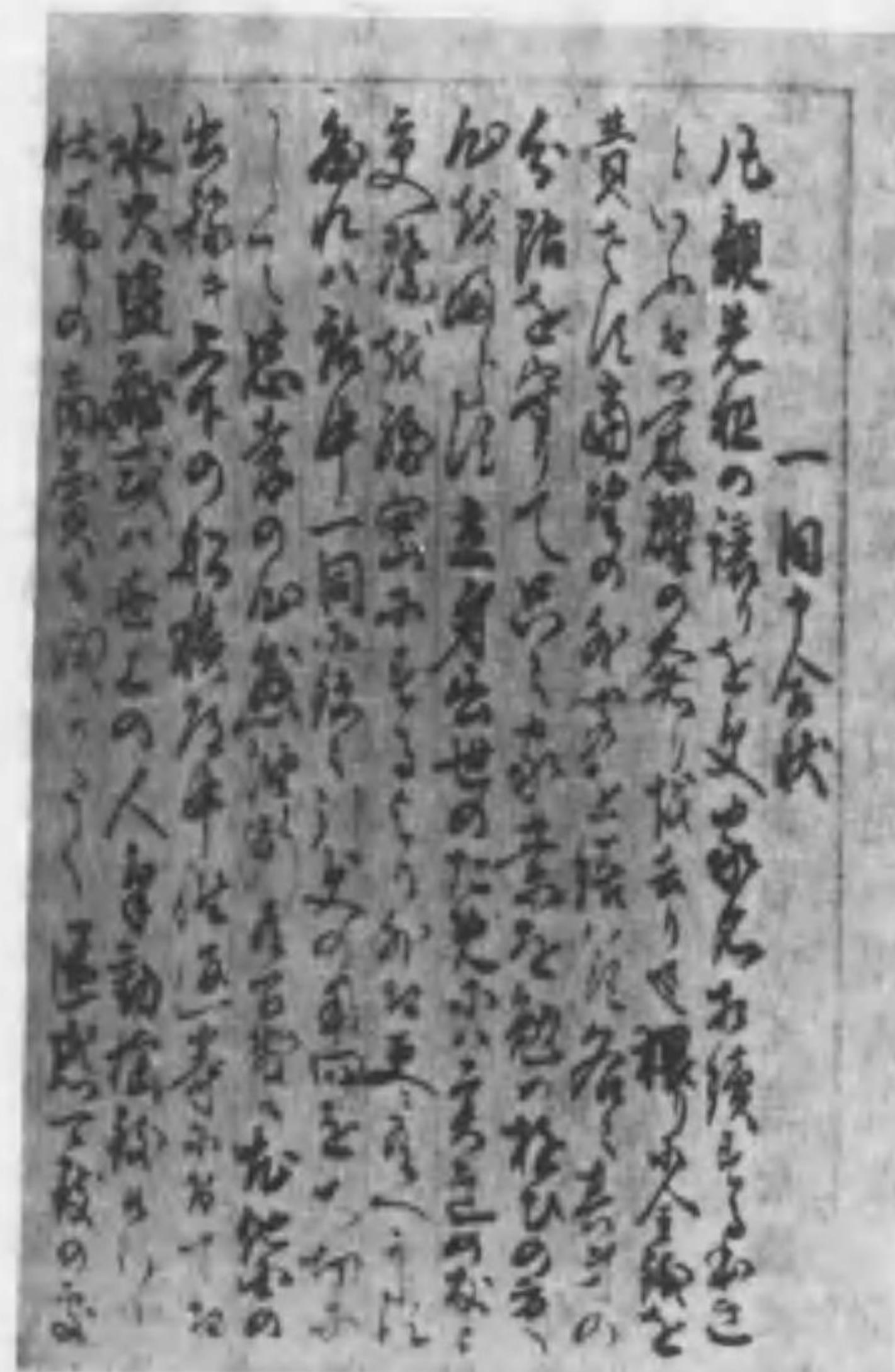
夕刻におよんで、支店も、遂に鳥有に歸した。東は河原町、西は堀川、南は東寺邊
まで燃えひろがつて、殆ど京洛の大半を焼き盡し、二十一日至つて、やうやく
鎮火した。

二十日、や々火勢の衰へ始めたのを見て、避難してゐた店の者は、いづれも
焼跡に歸り着いた。さうして、焼け残つてゐる『倉庫、および借藏を開扉し、在庫
の商品の無難を祝し合ひ、兄弟相擁して、男泣きに泣いた』と、しのぶ草に書い
てあるが、實情さもこそとおもはれる。一同立退の際、携へしめられた品品は、
この時、役に立つた。すなはち手桶と細引とは、水を汲む釣瓶の代用に、下駄は
焼跡を歩く時、焼釘などにて、傷くを防ぐ爲めであつた。定次の用意の周到さ
が、人人の胸をうつた。

正之と原三とは、その場から、すぐ京を後にし、草津の定宿野村屋に着いて、在
庫品の無難を、關東の取引先へ報告した。定次は、大阪に出て、支店の復舊工事
の準備に着手せられた。善後策は、かうしてたちどころに、緒に就いた。

此の年の秋は、同業者の關東に持下りするものは、極めて僅少であつた。從

つて、我店は、殆ど獨舞臺の委て、思ひ設けぬ巨額の利潤を得たのであつた。



のも、單に、負債整理の用件ばかりでは、無かつたかも知れぬ。

定次は、當時、既に福澤諭吉翁の「西洋事情」などを読み、時勢の趣くところを、ほほ看取してをられた爲めであらう。郡山侯が己れに對し、千金の値ある蒔繪

明治二年に、郡山侯に召された。その表面上の用向は、郡山侯が、六十萬兩の負債の整理を、領民中の有力者に依頼する、といふにあつたが、當時は、なにぶん倒幕の後をうけ、諸侯は、いづれも、いかにして明治の新政に順應すべきやに、苦慮せられてゐた折柄とて、定次が召された

の料紙文函や、探幽齋の名畫など、下賜の内旨を、漏らされたのを辭退して、先候香山の書幅（紙襍具）を所望せられた。侯は、その意を諒とせられ、之に香木を添へ、祖先の佛事に用ひよとて、授與せられた。定次は歸宅後、直ちに一族を集め、家藏の書畫、および道具類を頗ち與へ、時勢に適應する大方針を樹てて、申合狀六箇條を定められた。定次は、これによつて、謂はゆる水を背にして陣し、絶地となす底の覺悟をもて、一族の心を引締め、以て、更始一新の實を擧げんとせられた。（上掲寫眞の「同申合狀」は正之筆）

明治五年四月十六日、東京伊勢町に支店を開設せられた。正之、原三等を、同支店詰とせられた。五月に定次は、神戸より蒸漬船にて東上し、初めて支店に入られた。開設當時は、在來の營業品目の外に、爲替、金巾の取引（外人と直取引のこと、並びに爲登（京都へ輸送販賣のこと）生糸等を取扱はれた。同七年に、店員谷田勘助、塚本卯兵衛、十一年に北村正七が、各々別家を許された。

これより先き明治九年の秋、定次は、嗣子定次郎を伴うて、甲府の得意廻りを

せられた。この旅行中に、次の一首を物せられた。

かはらしのこと葉の末を來て見れば花も實もある山梨の里

明治十三年。定次郎を呉服方に、友次郎を甲州方に、各々就任せしめられた。翌年、正之の嗣子清三郎は東京に、原三の嗣子久七は、甲府に、いづれも初下りして、共に商務に従事した。此の時代、取引上において、井戸松、紙商社、上原、石部等の、香ばしからぬ事件が起つたけれども、大なる影響もなく、收まつた。さうして業務の方には、人手が揃うて、適材を適處に配し、また、新たに店員として、小學校の卒業生徒中より、有爲の者を選び、雇入ることにした。

なほ公の方面においては、明治四年に、有志と圖り、會計社といふを設立して、村民に貯蓄を奨励し、併せて、備荒に資せられた。五年八月、戸長に就任し、翌六年、衆望を荷うて、神崎郡第五區（十三箇村より成る）の區長になられた。次いで、明治十二年には、第一期の縣會議員に當選せられた。

明治十三年に、正之の裁判事件があつた。これは、正之が戸長在職中、川島與右衛門の家督につき、偽證したとの嫌疑を受けられたのに起因する。しかし、事の真相は、正之が曾て愛知川警察署で、右の家督問題に就き、係りの警官に訊問せられた時、その警官が、正之の口供書に、勝手に加筆して読み聞かせ、且つ其の口供書の閲覧をも許さず、官憲を笠に着て、無理遣りに正之をして、調印せしめたものに外ならなかつた。官尊民卑の餘弊なほ未だ甚しき當時には、隨分有り得ることであつた。彦根裁判所で審理の結果、正之は、有罪と定まつて、「杖七十申付らる」との判決が下された。定次はこれを聞くや、非常に憤慨して、大審院に上告するに決し、林好本、淺見竹太郎に、手續の文案を書かせ、谷鐵臣の紹介により、西村捨三、相馬永胤等に諮りて、上告の舉に出でられた。

しかし、形勢は甚だ不利であつた。定次が、如何に苦心焦慮しても、當時において、裁判所の原判決を覆すといふことは、實に容易のことではなかつた。定次は東上中の一日、思ひあまつて、他出の途に、舊知北村重威を訪ひ、訟庭の經緯を述べて、己れの苦衷の存するところを想へられた。北村はいたく之に同情し、定次の辭去後、その上告の草案を、親友中御門経明に見せて、一切の顛末を語つた。中御門は弘前裁判所長を命ぜられ、赴任の挨拶の爲めに、此の時、偶然北村の宅に來訪したのであるが、氏もまた深く

定次の心事を諒とし、その上告書の草案を北村より預かりて、時の大審院判事北畠治房に示し、上告の實情と、之に對する法上の意見を諄諄と述べたところ、北畠は、中御門の條理井然たる主張に動かされ、後ち遂に裁判所の原判決は、大審院において破棄せらるるに至つた。

甫め、中御門が北畠を訪うて意見を述べた際、北畠は、之に應酬して、開口一番、意外にも、君は岩公（岩倉具視は中御門の叔）に頼まれたかと、云うた。中御門は佛然色を作して、公私自ら別あり、予はただ法の精神を述べて、君の判断に責せんとするのみと、一喝した。北畠は道理ある此の一言に服して、自分の不明を謝し、誓つて之に善處せんことを約したと傳へられる。

かやうにして、殆ど絶望の外なかつた最悪の形勢は、最後の五分間において急轉じた。難中の難たる原判決破棄の目的は達せられた。正之は、これで見事に、青天白日の身となるを得たのである。思ひもかけず中御門氏が現はれてきたといふのも、ひとへに先考の英靈が、己れら兄弟の至誠を照鑑あつて、冥助を垂れさせられたものに相違なしと、定次は感涙滂沱として止め得なかつた。後ちに定次は、當時の心境を述べて、若しも原裁判の判決が覆されずして、弟が體刑を受けるやうな場合には、自分とともに、受刑する覺悟であつた。たとひ法律上には什麼あらうとも、弟の手落ちは、す

なはち兄の手落ちである。兄弟が罪を分つた例は古來いくらもある。弟にのみ寛宥の罪を被せては、亡き親の尊靈に對して、申譯がないといふ意氣込であつた。

また當時、滯京中に、定次は途上、懲役人の苦役するを見て、此のうちにも、或ひは無辜の人もあらうにと、身につまされて暗涙を催したと、語られてゐた。定次の弟おもひの純情は、うたた惻惻として、人を動かすものがあつた。

定次は明治十六年、ふたたび戸長に就任せられた。村民河井みさ子の篤行を政府に具申し、同女に縁綬褒章の下賜があつたのは、その在任中のことであつた。

定次は、その頃より店務を整理して、爲替方を廢せられた。明治十八年に、家督を定次郎に譲られた。翌十九年には、還暦を迎へられたので、一門の人々は、宴を張りて、之を慶祝した。此の年より、定次は重き胃病を患ひ、爾來、命終に至るまで、粥食を用ひられた。

壯年の時には、酒量も可なりあつたが、病後はこれを節して、一日七勺と定め

られた。それを食事の時ではなく、午後三時ごろ、謂はゆるおやつに飲まれた。還暦の後は、侍女を召使うて、食事の世話をせしめられた。なほ、旅行などの際にても、決して飲食の量は、これを亂されるやうなことはなかつた。

還暦後は、一切の事を、嗣子や、後進の人達に委ね、己れは専ら勝海舟、福澤諭吉、伊庭貞剛、谷鐵臣、品川彌二郎、赤松連城、北垣國道、伊東祐亭、廣瀬宰平等の諸名士と交りて、其の徳を研磨するに、餘念なかつた。就中、谷鐵臣翁には、前後四年に亘りて、論語の講義を聞き、また西至成師に佛典の講義を聽かれた。皇居御造營費、および海防費を、獻納せられたのも、その頃のことであつた。

明治二十年に、定次は從七位に叙せられ、黃綬章を下賜せられた。

晩年において、社會公共の事業に盡瘁せられたことは、計へきれないほどであつた。或ひは本山佛光寺の爲めに、護法會、並びに興教會を組織して、外護に盡し、或ひは地方の有志と相計りて、田中莊吉を聘し、郷里川並に淡海義塾を創

設して、學事を奨励せられた（義塾は故あつて後ち解散す）。また後年には、縣立八幡商業學校に、基金を寄附せられた。其の他、考妣の

墳墓を修理して、附近一帯を翁山と名付け、遊園地として、公衆に解放し、或ひは伊賀の櫻崎に、了源上人の遺蹟を修補し、また或ひは、氏神の神輿建造等にも、その志を運ばれた。殊に、明治二十六年より、十數年間繼續して、縣に土砂扞止工事費を寄附し、赭山に植樹せしめられたが、樹木は、之によつて年と共に繁茂し、水源の涵養、從つて申分なく、四方の田野、皆その恩澤に潤うたことであつた。

明治二十九年には、考妣の遺像を奉安すべく、邸内に靈屋を建立し、次いで、先妣の繪像を奉持して、弟妹四人を伴ひ、信濃の善光寺に參詣せられた。（富士山



の畫と歌賛とは、その時の作である。そのころまた、京都東山に、物故店員の爲めに碑を建てられた。さうして、自ら其の碑陰に撰文せられたのであつた。

これよりさき、二十八年に「名家の敗亡」と題する書を著はされた。三十三年に、遺言書を作り、三十七年には、筆を執つて「しのぶ草」二巻を書き綴られた。これは、いづれも後世子孫の爲めに、身を以て範を示し、文を以て鑒を遺されたものに外ならなかつた。その文章は敢へて彫琢を用ひずして、よく天真を流露し、情理並び臻る趣があつた。殊に晩年の書簡は、著筆簡にして要を盡し、數行の文字によく不盡の教訓を含ましめられてゐたから、親疎を論ぜずして、皆これを珍藏した。

明治三十三年に藍綬褒章を受けられ、また金盃を下賜せられた。顯彰の文にいふ。

日本帝國褒章之記

資性質直夙ニ心ヲ慈惠ニ注キ力ヲ興益ニ致シテ德業地方ニ隆ク小學

校ヲ増築シ學資ヲ供給シテ貧家子弟ノ就學ヲ獎メ饑寡孤獨及絶家ノ財產若クハ僕婢所得ノ保管貯蓄ノ法ヲ講シテ風儀ノ矯正ヲ努メ殊ニ滋賀縣商業學校ノ位置ヲ蒲生郡ニ定ムルヤ父子共同通貨及整理公債證書合額貳萬圓ヲ寄附シ一半ハ基本金ニ充テ以テ實業教育ノ發達ヲ裨ケ且ツ縣下禿山多ク泥砂ヲ流出シ河川淤塞水源涸渴スルヲ憂ヒ巨資ヲ投シテ土砂扦止及山林栽植ヲ誘掖シ其他同志ト共ニ愛知川橋梁資金ノ管理ニ勵勉スル等洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ功績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍授褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治三十三年三月二十七日

右は、此の年四月二十七日に、滋賀縣廳知事官房にて、知事川島醇より傳達せられた。此の日、定次は、夫人を伴うて官房に參著し、此の殊榮を辱ういたしますする微功の一半は、内助そのものでありますから、今日は、特に老妻を伴えて参りました、と云はれたので、知事は、げにもと、首肯せられたとのことである。

明治三十七年二月、日露開戦の直後に、時の郡長添田良平が、軍事公債應募の勧誘に來られた。定次は、郡長より應募の豫定額を聽かれて、即座に『此の曠古の大戦に當り、舉國一致の實を擧げねばならぬ際、さやうな僅少なる金額ではいかぬ。自分の一門では、既に只今お申出の額の數倍以上、應募の準備をして居ります』と云はれた。郡長はこれに勵まされ、大に力を得て、他の有力者を勧誘して多大の功績を擧げられた。定次は此の時、郡長に一汁一菜の質素なる午餐を振舞うて、諄諄乎として、戰時における國民後援の心得を説き、なほ戦後の經濟をも、今から考へておかねばならぬ旨を告げられたと云ふ。

明治三十七年の末つ方より、定次は輕き顔面神經癱瘓にて、顔に痙攣を起して、食事の咀嚼にも、稍不自由を感じられた。しかし輕症の事とて意に介せず、目出度く新年を迎へられたが、二月六日至り、感胃に罹られた。それが因て肺炎を續發し、病勢しだいに險惡となり、遂に臥床八日目の二月十三日といふに、溘焉として簾を易へられた。享年八十歳であつた。

命盡の前四日、すなはち二月十日の朝、定次は筆紙を家人に命じて、病床に持ち來らしめ、仰臥のまま、

生アルモノハ必ラズ死ス八十ノ老人流
行風ニ感ジテ去痰ノ治療今ニ其效ナシ
終ニハ遠カラズシテ往生スペシト存候
十シ絶ビ遠カラズシテ
往生スヘシト存ル

定次が、嗣子定次郎と、甥の清三郎とを枕邊に呼んで、謡曲「鉢木」をうたはしめられたのは、臨終の前日であつた。死を直前にして、その心境は、かやうに穏かに、且つ朗かであつた。それは宛ら天際の白雲に、落日のひかりが、ほのかに照りそぶが如き、無限の和沖やはにみちたものであつた。

定次は、生前、文學の嗜み深く、特に、國風に長ぜられた。左に、その遺詠を抄錄

させて戴く。

(寫眞の和歌は定税齋の作にして定次翁寫之—古參店員布施捨吉藏)

元治元年兵燹のをり盜人にあ

ひて

ふかむすきとおゆみの身中
みだらす身に身みる身は身

宿舎て風一さらす

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

ほせまがりぬの身は身と風あり

ほせまがりぬの身は身と風あり

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

居きぬけぬいこゆみの身ちとんじとんじ

いくさ火にあれし都の夕まくれ風
もなき夜を白浪のたつ
蘆野に先君の遺跡を尋ねて
風わたる蘆野の時雨ふりしよをき
きつたへてもぬらす袖かな

富士をみてよめる

ふしのねものほる道ある君か代は
ふもとのさともすみよかりけり

溢谷法主窓下川並に御泊り

ありし時

うれしくも今宵月こそ宿りけれこの
川並の細き流れに

先君の事績國定教科書に載せられければ

近江なる富士の譽の小高さも遠近人に仰かれにけり

思ふことありて

福壽草朝日をうけて咲ける世に心からこそ冬のかれ草
利ありとも氣込くるな持品の元値こひしき時のなきやう
室さきはしほらしけれと梅の花春を待ち得て見るへかりけり

源謹云。熟と定次翁八十年の行履を按するに、内は、遠祖考妣の追孝を申べ、高齡なほ聖教の講を聴きて、進修の工夫を怠らず、外は、社會公共の事業に志を寄せ、純真なる信仰を以て、宗教の外護に盡瘁せられたるが如き、殊に、自ら慧敏の資練達の材を併せ有しつつ、夙に道を後進に譲りて、功績を成さしむるを樂とし、其の徳、おのづから一郷を化せられし如きに至りては、眞に、青山高きを語らざる概ありと申しつべし。いま茲に、區區たる事績を列記するが如きは、却つて翁の行道を漬すの虞なしとせず。靈位に對し、深く懺謝せんばあらざるなり。



(才九十六) 翁之正本塚

正之墨蹟

三
之
筆
記



氏神武須比神社裏坂にある石燈籠の題字



二男正之

塙本正之は、天保三年五月一日、定悅の二男として、生れられた。幼名を嘉七といひ、六歳にして、寺子屋に入られた。その頃は、八歳を通例としたのであつたが、ちやうど兄の通學に、同行の便宜があつたからである。

より飛び出し、看護の母を非常に困らせたことが逸事として傳へられてゐる。外叔の新吉は、此の子を死なせてはと、千々に心を碎き、暗い部屋の中に、鏡を二面ならべ、『化物の眼じや。云ふことを聽かぬと怖いぞ』などというて、正之をして服薬加療に努めしめた。なほ、此の時には、おなじ天然痘で、一家四人が、一時に臥床した。そのうち、妹のいとは、二歳にして死亡した。

正之は、子供の時から、怪我などをしても、泣くやうなことはなかつた。出血

しても、また血が出た、というて、平然としてゐられた。

その頃、地頭の井岡袖右衛門といふ人が、宅に來遊したとき、正之は將棋の對手をせられた。さうして、互に勝負を争うてゐる際にも、先方に失策があつたりすると、「旦那さん、さうなさると、その飛車が死にます」などと、注意をせられた。地頭はすつかり感服して、此の子の度量の宏さ、確に將器である、といつた。しかし、それは「ませた」とか「こましやくれた」とか謂ふやうな、早熟さを意味するものでなかつた。正之にしては、ただ天真爛漫、思うたままを、素直に吐露したに過ぎなかつた。當時は、士族を旦那、旗本を殿様といつて、町人との懸隔は、可なり甚しかつたけれど、正之は、さやうなことに、少しも頓着せない、極めて無邪氣な少年であつた。

十五歳の時、京都の松居久左衛門の支店に至り、平絹を直押して、現金で仕入をせられた。當時、この松居は、商號を×といふ、有名な大店であつたが、正之は、場所負けもせずに、平氣であつた。また十九歳の春、兄の代理として、乾徳寺

なる觀音田に出席せしめられた。觀音田といふのは、古來むつかしい慣例のある、村の講社で、乾徳寺は、その講社信仰の觀世音菩薩の尊像を祀れる寺であつた。寺と講社との間には、種種の面倒な慣例や、儀禮があつて、いつもそれらのことから、苦情が絶えなかつた。そのころの乾徳寺の住職は、萬洲老師といひ、「鐵砲和尚」の異名のあつた禪門の傑僧であつた。正之が出席せられた日にも、例によつて、問題は起つたけれど、正之は、和尚を對手に巧みに應酬して解決せられた（上掲寫眞は正之筆）。此のことは、嘉永三年正月十七日附にて、觀音田の記録に、書き遺されてある。三つ兒の魂百までとの諺通り、正之は、幼少時代の氣象を、そのまま終生一貫せられたのであつた。

弘化三年、關東へ初下りをして、業務に從事せられた。しかし、それまでにも、一兩年前から、京都の店で、既に、商業の實習をしてをられた。

嘉永三年、母の妙聚逝去の時は、甲府の店にをられた。計に接して、悲しみのあまり、今て謂ふ神經衰弱症に罹られたが、やがて、心を取りなほして療養に力め、後ち、幸ひに快癒せられた。追善の句に

蓋とらぬ鏡なつかし魂祭

池月

池月は正之の俳號である。

嘉永四年、二十歳にて、甲州方の支配人となられた。世情不穏の折柄とて、不埒の店員など出て、缺損の訟ながら後を引継いで、これが整理に、全力を擧げられた。次いで、安政元年には、店の元老西知が、病氣のため引退した上に、黒船の來航等で、人心の動搖甚しく、業務の前途も、殆ど豫測し得ないありさまであつた。

正之は、かうした難局に當面して、相武の荒物方、並に吳服方を引受けられた。謂はば關東の賣場を、一手に宰せられたわけで、その重任察するに餘りあつた。その頃のことであらう。東海道を下られた時、三島驛において、佐七といふ

同行の店員が「ころり」に罹かり、百方醫療に手を盡されたが、その效なく死亡した。「ころり」は、當今の虎列刺で、罹つたが最後、その場で死亡する外はなかつたので、時人はさう名づけてゐたのである。正之は、餘儀なく、亡骸を茶毬に附し、ただひとり函嶺を越え、須走、三阪峠を経て、甲府に歸着後、人を以て、その遺骨を、故人の郷里へ送り届けられた。この佐七は、よく肥えた朴直な壯漢だつただけに、突然死別して、其の遺骨を抱き、空山人なき處を行かれた時には、さぞかし無常迅速の思に打沈まれたことであらう。

安政二年の大地震のをりには、厚木に滯在中であつた。田川勇司といふ宿の二階に在りて、危難を免れられた。さうして、時恰も十日市の諸絹暴落に會し、稻西屋の出張員仙助に、爲替の便宜を與へ、仕入の後援をせられたので、仙助は永くこれを徳としたといふ。

安政四年九月二十日、高田さえを娶り、次いで、萬延元年四月に、豫ねて新築の住宅に分家せられた。分家披露の際には、祝ひの膳の獻立が出来る毎に、使

を以て、之を本家に運び、病父に進められたといふ。茲にも、正之の爲人が、如何にうるはしかつたかは、猜せられよう。

此の年三月三日に、櫻田御門の變事があり、物情騒然、市中寂寞を極め、商況また從つて、振はなかつた。正之は、此の形勢を見るや、大に慮るところあり、出でて、奥州を視察し、平綱を仕入れて、意外の利潤を得られた。さうして、道を北陸道に取つて國に歸り、病父の湯薬に侍し、旅中の見聞や、取引の状況など、何吳となく物語つて、父の病苦を慰め、孝養を盡くされた。さうして八月二日といふに、名残を惜しみつつ、關東に發足せられたところ、同月二十五日に至り、父永眠の悲報に接した。豫ねての覺悟とはいひながら、この時ほど、正之は行商の家に生れ、兩親の臨終に會ひ得ぬ宿命を、歎き悲しまれたことはなかつた。

父の歿後、正之は益々兄の定次を扶け、定次が京都店に在りて、一門を董督し、専ら仕入の方面を擔當せらるるに對して、正之は關東を主宰し、東西呼應、よく商機を逸せず、家業の振興に、力を盡された。

慶應元年には、嗣子清三郎が生れた。
明治二年、定次と熟議し、我家の基業を鞏うする爲め、申合狀を制定せられた。

之に先きだち、記録には遺されてゐないけれども、母の生家奥井家にては、天保十年に叔新吉を失ひ、天保十四年に、叔金六の逝去に會ひ、その上嘉永元年には、外祖善宗が他界せられるなど、不幸續きであつた。其の概略は、前段母系の所に記しておいた。此の間、新吉に對する弟金六の純情や、妹ちのが婚家の破産など、哀れを籠めた種々の出來事があり、また生家にては、定次の病氣のをりから、母の一方ならぬ心痛のさまをも見せられた、かうしたことが、正之の幼少時代のこころを、いかばかり感動せしめたかは、想像するに難くないのである。

正之は、豫ねて、分家の後には、薬種商を自營したいとの希望をもち、多少、これに對し準備をもしてをられた。しかし、ベルリ來航後の不穏な世情に、搗てて加へて、定次の病氣を常に案じられてゐた母の胸中を推し量り、自營獨立の志を抛つて、終生、兄を扶けて家道に殉せんことを、決意せられた。その孝悌の心ばせには、眞に敬歎せざるを

得ぬのである。



明治五年、東京に支店を設けて、之を宰し、越えて八年に、脚氣を患ひ、店務を原三に譲りて引退せられた。それ以來、生糸は概ね西悅が専任として扱うた。

支店在勤當時の事である。或る年の二月、旅立ちの日に、大雪が降つたので、家の者は、しばしお見あはせありてはと、引き留めた。すると夏の雪ならば、いざしらず、冬に降る雪、何の仔細かあらうと、そのまま豫定を更へずに、出立せ

られた。（宮城の正之翁中旅行圖ば源三郎の謹作に係る）

支店を設けられて、間もない頃のこと。正之の留守中に、強盗がはいつた。蚊帳の外に、雲突くばかりの大男が、抜刀で、「金を出せ」、「脇ぐな」と凄文句をならべた。妻のさえは、その時九歳の清三郎と、三歳の猶七とを兩脇にして寝てゐた。賊から土蔵に案内せよと迫られたが、少しも騒がず、女のたしなみ、帶を締むるゆゑ、しばらく待たれよと、しづかに装を整へ、猶七を抱いて案内した。賊は在金の餘りに少なきに、なほも刀を突きつけて威したけれど、さえは泰然として、帳簿を示して説明したので、その態度に呑まれ、僅に一二點の衣類を奪うて、こそそそと立ち去つた。さえは夜の明くるを待ちかね、本家に此のことを報じたところ、定次は、さえが危急に臨んで、その落ち着きたる態度を、いたく褒められたといふことである。

元來、正之は伉儷の縁に薄かつた。此のさえといふのは後妻で、矢野氏の女であつたが、後ち明治十八年に逝去し、次いで更に小宮山氏よりさはを娶られたけれども、これまた、程なく、死別の悲しみに會はれた。

明治八年に、東京支店を引退の後も、常に東西兩京の支店に往反して、後見の

役に當られた。なほ、正之は同年、氏神の神殿新築、學校の敷地購入に盡力せられたるを始め在世四十餘年間、村治はもとより、縣下に盡された不績は、實に夥しきものがあつた。居村川並は五箇莊の中、戸數においては、第一位に在るも、實は、觀音寺山麓の一寒村で、就中、その道路は、曲折迂回して、交通の便甚だ悪かつた。それを改修して、現在見るが如き、平坦にして便利なる道路を開くために、正之は非常なる努力をなされたのであつた。

明治三十七年四月八日、氏神還御五十年記念祭に、定次が、神前に奉告せられた文中に、「熟々往時ヲ回想スルニ當時村民ノ勢力振ハズ公共ノ設備ノ如キ甚ダ乏シ現ニ此ノ社地ノ如キモ替廢シテ山麓ノ荒蕪地ニ過ギザリキ(中略)其他堂宇ヲ再建シ學校ヲ設ケ公園ヲ開キ新道ハ開通シ病院ハ創置セラレ橋梁ヲ改築シ街路ヲ修築スル等全村實ニ舊時ノ面目ヲ一新セリ」云々とあるが、これは事實を在りのままに述べられたものに外ならぬ。堂宇再建といふは、定悅の發企に係る福應寺の改築をさすのであるが、此の改築を第一着手に、維新當時より明治にかけて、居村子弟の教育、郷里の衛生、道路、治水、橋梁、公園、其の他の神輿の改造に至るまで、一として正之の畫策に出でざるは無く、或ひは主宰し、或ひは之を輔佐して、事業の完成を圖られた。もとよりこれ

ら公共事業に對し、兄定次が、常に一心同體となつて、協戮せられたのは申すまでもあるまい。

その最も力を盡されたる事業としては、氏神神殿の御造営を始め、明治八年戸長在職中、地租改正に伴ふ地籍の編成、總山(村有山のこと)の濫伐を防ぐ割山規約の制定、小學校校舎の新築、仲仙道に連絡する新道の開拓等を擧ぐべく、今日鬱蒼たる割山を以て、その頤徳塔とすれば、新聞の便道は、實にその彰功碑に當らう。當今、村勢の隆昌を極めつつあるは、定悅、定次、並びに正之の父子三人の遺澤、その多きに因ると謂ふも、斷じて過言ではないのである。

就中、世に知られずして、有意義且つ困難であつた仕事の一に、明治十九年の墓地改築、並びに之が整理を加へねばならぬ。元來川並は、初め土葬を行ひ、後ちに火葬に改めたのであるが、永年の間、限りある地域内に、亂雜なる埋葬をなし來つた爲め、その整理は當然必至の要求であつた。さりながら、之を實行するに就いては、孰れも祖先以來の墳墓を發きて、肉親の屍骨を改葬するのであ

る故、種種の苦情や、迷信が、紛然として相伴ひ、單なる設計や、金力や、智力や、また膽力やにては、到底遂行し得べくもなく、たとひ德望高き人が出でても、ただ徳望といふのみでは、事の解決は望み難く思はれた。然るに正之は、敢然、身を挺してこの至難事業に當り、或ひは、迷信に惑はされて、忌避する人夫を諭し、或ひは、村民を説いて、之を慰め勵まし、春風の恩と秋霜の威とを併せ施して、三年間の工事中、些の物議をも生ぜしめず、和氣藹藹裡に、所定の工を竣へられた。これは取りも直さず、正之その人の偉大なる人格の力に外ならなかつた。

公職としては、戸長、縣會議員、第一回所得調査委員を勤め、また、滋賀縣農工銀行創設の際には、創立委員となり、次いで、取締役に舉げられて、財界に寄與せられた。

明治三十三年、多年の功勞により、政府より、左記の如く藍綬褒章を下賜せられた。

日本帝國褒章之記

資性廉直夙ニ公益ノ志厚ク曾テ村政ニ從ヒ宿弊ヲ排シテ平和ヲ保チ
村衙ヲ造營シ道橋ヲ修治シ最モ力ヲ教育ノ普及ニ致シ小學校ヲ建築
シ維持ノ法ヲ講シテ授業料ヲ全廢シ學資ヲ供給シテ貧家子弟ノ就學
ヲ勵マシ殊ニ村有ノ山林磯禿ニシテ樹木少ク泥沙流出川底壅塞スル
ヲ憂ヒ割山ノ制ヲ設ケテ以テ栽培ヲ獎メ尋テ胞兄從七位塚本定次ト
共ニ巨資ヲ投シテ各郡諸山ニ土砂扞止及ヒ樹木ノ栽植水源ノ涵養ヲ
誘掖シ其他川並病院設立ノ舉ヲ資ケテ其完成ヲ告ケシメ商業學校ヘ
父子共同基本金五千圓ヲ寄附シテ實業教育ノ發達ヲ裨クル等洵ニ公
衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ
藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治三十三年十月二十三日

なほ明治四十年、滋賀縣より教育功績表彰の時計を授與せられたが、後ち大正四年におよび、積年の功績遂に天聰に達し、勳六等に敍せらるるに至つた。

明治三十九年。正之は、大山元帥を那須野の別墅に訪問せられた。越えて、四十一年の秋、同元帥の來訪を迎へ、共に永源寺の觀楓に興ぜられた。

四十三年。滋賀縣廳において、皇太子殿下より謁を賜うた。其の前後、佛光寺法主より正聚庵の法號を授けられた。

大正五年の冬に至り、宿病のレウマチスの病勢が募つた爲め、翌六年六月から、加賀の栗津温泉に入湯せられた。湯治中、突然高熱を發したので、歸郷の上、加養せられた。爾來、病勢は一進一退のうち、身體の衰弱しだいに加はり、同年十一月、江濃の野における陸軍特別大演習の際、彦根の行在所にて、聖上陛下の賜謁の優旨を拜したけれども、病の故を以て御遠慮申上げられたのは、實に千秋の恨事であつた。

越えて翌大正七年二月二十八日、疾革りて、長逝せられた。壽を保たるること實に八十有七であつた。葬儀は三月七日、福應寺にて執行せられ、遠近より參列するもの、其の數を知らず、まことに稀有の盛儀であつた。

正之は、少年時代より、晩年に至るまで、怠らず日記を誌された。店務を後進に譲られて後も、公私の用務は、可なり多忙であつたけれども、旅行を樂みとして、足跡全國に沿く、到るところ、詳さに民風商情を視察して、業礎を鞏うするの参考に、資せられた。その精力の旺盛にして、頭腦の明敏なる、常に、壯者をして後へに瞠若たらしめられた。

翁の遺詠を抄すれば、

旅にて

古郷に語ると見えし夢さめて草の枕にさわく秋風

旅にて愛子猶七の訃をききて

散りにしとたゝひととこを形見にて露こほすまも撫子の花

喜壽自賀

かきりなき御代の惠をよろこひのとしをむかへてなほあふくかな

祖父のやれ衣を見て

持ちつたふ人にこそあれだうふくはつづれとも見えにしきとも見ゆ

(だうふくはドテラのことなり)

思ふ事ありて

子も孫もまたその孫もひとすちにわざをはげみて奢るなよゆめ

割山の松茸を見て

八十あまりわれながらへし甲斐ありてこのわりやまに秋の香ぞする

源謹云。正之翁の生涯は、總て廉直の二字を以て盡くされたり。質實なる容顔。慈愛に富ふ眼眸。時に臨みて侃諤の議論をせらるるも、事了れば驟雨一過、清風忽ち來るの概があつた。湯川信敬君、嘗て翁を評していふ。『一徹氣隨なる正之翁も、定次翁に對しては、至極謹嚴にして、師父に對するが如き、その態度には、誠に驚き、且つ感じ入つた』と。まことに妥當の觀察であるとおもふ。ただ君の謂はゆる氣隨とは、正之翁が朴訥率直、その言行に、終生饒かなる童心を有してをられ

たのが、さやうに、君の眼に映じたものであらう。

郷里に長老講なるものあり。三百有餘年の長き傳統を持ち、村民にして之に列するを得れば、皆以て榮譽とした。翁は家兄とともに、毎次列席せられたが、或る時、何事か家兄と議合はず。家兄は、聲を厲まして、『自家の長老講には、正之を呼ばぬぞ』といはれた。やがて幾日か経たる後ち、講の例會の日となつたが、翁は、爲めに頗る恐懼して、おのれが出席を差控へてをられた。ところが、家兄は、疾くに曩日の怒を忘却し去つて、弟の出席の遅きを、待ち侘びてをられたといふ。いま、その容顔を拜するに、定次翁は、眼光爛爛として、その威人を壓し、正之翁のそれは、眸子慈慈として、よく人を服せしむ。定次翁の坦懐にして威容ある。正之翁の温藉にして真摯なる。ここに相照應して、そぞろに神往の情に堪へざらしむるものがあるではないか。

餘錄

長女よね 文政十二年に生れ、天保二年、三歳にして早世せられた。

次女ゆき 天保四年九月十二日出生。幼名をもとと呼ばれた。嘉永四年十九歳の時、中野村の村田武右衛門に嫁した。幼時は才思激刺、邪氣のない、男のやうな女子であつた。歸嫁して後ち、生涯、良人の家運挽回の爲めに心を碎かれた。一生、殆ど苦勞の絶ゆる間とてはなかつたが、ゆきは堅忍不拔、難を凌ぎよく十餘人の子女を教養して、各々一家を成さしめられた。晩年におりび、篤く佛教に歸依し、九十一歳の長命を保ち、大正十二年四月十七日、安らかに逝去せられた。法名を妙照といふ。

三女かつ 天保六年に生れ、幼名をみのといはれた。安政二年、二十一歳の時、同族孝左衛門に嫁いだ。容姿端麗、髪の生際^はの濃い、すらりとした方で、物事に控へ目な、思遣りの深い女性であつた。或る時、旅先で、店員が賄征伐をして、定宿を困らせたと聞き、かつは其の宿の亭主に、手紙を寄せ、竊に店員等の不都合を謝し、且つ其の勞を慰められたので、亭主は深く之を徳としたと。明治七年五月十八日逝去。享年四十歳であつた。法名を妙誓といふ。

四女いと 天保九年に生れ、同十年に夭せられた。

五女さと 天保十四年八月八日出生。幼名やを。文久三年、二十一歳の時、塚本原三に嫁して、分家せられた。五男三女を生み、兩男は早世し、他は皆長じて後ち、各々一家を成した。手先の器用な、多藝の婦人で、育英に志篤く、晩年、淡海實務女學校を創立せられた。良子女王殿下より御恩召を以て、御衣二領下賜せられた。次いで、特旨を以て正七位に敍せられた。著書に「月の影」(歌集)

「姑の餞別」および「あしの若葉」(紀行)等あり。昭和三年一月四日を以て永眠せられた。享年八十有六歳。法名を妙順といふ。

源謹云。往年、定次翁は、弟妹四人を伴ひ先妣の畫像を奉持して、信州善光寺に參詣せられた。畫像を奉持せられたのは、母堂が生前、一度も、善光寺詣の志を遂げられなかつたからで、亡き母君の心を以て、おのが心とせられたる、定次翁の追孝の至情には、實に稽首せしめられる。その善光寺詣の途次、互に、應酬せられた和歌が遺されてゐるが、いま、之にかつ子刀自が、病中の詠を加へて、左に拜記することとした。すなはち吟誦三復すれば、各々その流芳の存するところが窺はれて、景仰の念に堪へぬ。

世々かけて諸人すくふ佛さへあはれ難波に沈みましけり 定 次
召されても花の臺はいやて候わたしやこの世に有明の月 正 之
兄弟の揃うてまゐる善光寺やかて召されん花のうてなに ゆ き
かかる時親のあらはと折くはなき後したふ心はかなき か つ
後の世も同じ道にと頼むかな後れ先きたつことはありとも さ と

源謹云。先年、翁の逸話集を編纂して、塙本市右衛門君に高批を仰いだ時、君は書東を以て、

定次翁。孝心深く、是が御人物を大ならしめたか。日本外史を愛讀せられたり。

正之翁。親切の御心あり。是が各方面に働き居るか。

原三翁。利ぐひ千人力、腹八分目等といふことを度々承りました。(利ぐひ千人)

力とは實利主義のこと)

佐兵衛翁(西悦)。人の長所を見る人がありました。

と教へられた。如何にも適評で、一言半句を挿むの餘地はない。私の既に述べ、また、更に述べんとする所のものも、その意は畢竟この外には出でぬのである。

定次、正之の兩翁は、その明敏の資を以てして、親しく嘉永以來、時勢の變遷に際會し、その浦賀横濱等の方面に往來して、實地の見聞をせられてゐた上に、夙に、當時の新智識に目覺めて、海外の事情にも通曉してゐられた。されば、多忙の身を以て、明治二年、郡山侯より召されたときなどは、定次翁としては、いささか迷惑を感じられたことであらう。しかし、斯翁はその時、永年經濟の事に超焉たる藩侯

すら、なほ將來の方途を案せらるること、現に見るところの如くであつてみれば、最早やこの上、一刻も、時務を緩うすることは出來ぬ、と思はれた。すなはち「しのぶ草」に「機運已に斯の如し」とあるは、その心事を、如實に示されたものであつて、翁は歸宅後、正之翁と相諮詢、ただちに「申合狀」を認め、一門相共に、緊張して、事に當るの策を講じ、以て敢然、商界の機先を制せられた。常に、静なること林の如く、その機を見て起つや、疾きこと風の如しとは、まことに此の兩翁の謂に外ならなかつた。正之翁は次いで明治八年に至り、後賢に道を譲つて引退せられた。翁の後を承けたのは、原三翁その人であつた。

原三翁は天保八年五月二日の出生。齡二十有七にして定悦翁の五女さとを配せられ、分家して塙本姓を名乗られた。翁の爲人は寡默にして敦厚。桑門の耆宿、赤松連城師は翁の壽像に贊して、汪洋萬頃風月同清衆流赴之納而不爭と曰はれたのは、翁の全貌をありのままに詠出せられたもので、その謙虛にして清濁併せ呑む底の風度は、常に定次正之兩翁の間に立ちて、俗に謂ふ「油注ぎ」の役を勤め、家業を滑らかに經理するに與つて力あつた。例を舉ぐれば明治二十九年、了源上人の遺蹟を修せられた時、敷地の買收、碑石の工事等につき、兩翁その意見を異にして、論争盡きざりし時、原三翁はひとり黙黙として現場を去り、旅宿に歸り

午睡一番。やがて兩翁が、相前後して宿に歸られたのを、莞爾として座に迎へられた。翁がその時の不言の調停にて、さしも兩翁の胸裡に結ばれてゐた感情も、釋然として氷解したと傳へらるるが如き、すなはち夫れである。加之、原三翁の長所は精確なる計算、確實なる簿記、迅速なる文信であつた。既に地盤の出来上つた商店としては、翁の如き實に絶好の承繼者であつたのは、謂ふまでもない。(寫眞は原三翁筆旅宿上畫)

原三翁に配せられた西悦翁は弘化二年の出生。斯翁こそは定次翁が常に後進を導くに「機を知る」目先を制す「機先を制せよ」等の言葉を以てせられたその教訓を、そのまま受用體達せる天生の商器であつた。機略縦横にして、且つ人受けの善い斯翁は、終始原三翁を輔翼して、よく日新の大勢に應じ、進取の計を立てられたので、店運は、年とともに益々振起興隆した。

明治十九年。本家の嗣子定次郎君は、奥帳場に勤務し、市右衛門君と協力して、二十二年に至り、塙本商社を組織せられた。時に、年來養成し來りたる店員の數も殖え、業務上、更らに後顧の患ひなく、陣容全く整つた。明治二十三年に、原三翁は引退せられた。之と前後して、西悦翁の洋行の議があつたけれど、故ありて中止せられた。これは、ひとり翁の爲めのみでなく、一門後進の爲めにも、實に遺憾の次第であつた。



嘗て、了源上人、遺蹟の圖に、定次、正之、原三の三翁が、各々自作の俳句を題せられた。(此の幅塙本源三郎藏)

これに西悦翁の遺句を併記し、

とこしへに四翁の風格を敬仰するよすがとしたい。

松風の外に聲なし臘月

霞英

堂守の夢やぶりけりほとゝぎす

池月

尊さに落つる涙や鐘凍る

一甫

川越しに踊り賑し盆の月

巴郷



霞英は定次翁、池月は正之翁、一甫は原三翁、巴郷は西悦翁の各俳號である。

なほ、定次翁等は、幼時より、外叔に當れる奥井新吉、金六、兩君の薰陶感化を受けられた。兩叔ともに、定次、正之、二翁の嗣年のをりに永眠せられたるも、二翁は、常にこの兩叔の流風に私淑せられた。されば、二翁の行履は、公私ともに、兩叔に酷く肖してをり、或る意味から申せば、兩叔の理想と抱負とは、二翁によつて、其の輪廓を一だん擴大せられたものやうに拜する。

定次、正之兩翁が村治に盡瘁し、往時の荒廢を轉じて、現下の整備を將來し、その明治三十七年四月八日において、氏神還御五十年記念祭典執行の日、神前に跪きて、奉告の辭を捧げられたことは、既に前段に謹記した。嗚呼、その時、兩翁の心頭に現前するものは、ただ神明あるのみ。すなはち神人相感孚して、渾然一體となり、無限の道悅に充ち溢れたことは、兩翁の温顔に、滂沱として下れる涙をおいて、また、誰れか知り得よう。静かに筆を擱きて、當年の高風を追憶し、後世子孫をして、千載長くその遺芳に薰染せしめんことを、祈念して止まぬ次第である。

畢

紅屋三翁年譜

(諸の事項は定悦、定次、正之の順序にて記載す)
(社會事項は本文に關係ありと認むるものに限れり)

文政	十	寛政	元	年
九	八	七	六	享和
三十八	三十七	三十五	三十四	十四
一	二十二	二十四	二十八	十九
				定悦生る。
				十月二日父教悦死去す。河合寺堤防普請の募に應す。
				櫻井家に至り友人の薪を納屋に運ぶを見て感奮す。
				福應寺開山の遠忌に御給仕役を勤む。秋奥州に商業視察をなす。
				柏原驛にて藩侯の參觀の勞を見て發憤志を立つ。
				甲府開業。
				甲府に土蔵を建つ。
				京都東山に兩親の墓を立つ。妙聚を娶る。
				川並大火。
				西知入店す。
				淨光寺に家屋を新築して移轉す。十二月二日長男定次生る。

文政十一年

定悦

定次

正之

天保十二年

四十一歳

四十六歳

四十七歳

四十八歳

四十九歳

五十歳

五十一歳

五十二歳

五十三歳

長女よね生る。
よね死去す。

五月一日二男正之生る。

二女ゆき生る。家内捷書を作る。

相武地方へ販路を擴張す。

郡山侯へ第一回獻金。三女かつ生る。

母妙悦死去す。

大儀籠。甲府百姓一揆。

佛光寺本山の財政の急を扶く。正之、寺子屋入。原三生る。

大鹽平八郎の亂。

西知分家す。四女いと生。

京都開店。郡山侯へ第二回獻金の爲め紋付麻上下を拜領す。定次、京都店に見習。歳晚西知と和歌の應酬をなす。正之、地頭井岡氏と將棋を闘む。正之、天然痘を病む。奥井新吉死亡す。いと死亡す。

豊年踊り。

西知結婚。荒物方を設く。
定次、初下り。
奥井武左衛門改革。
吳服禁止令出づ。

定次、發病。五女さと生る。奥井金六死去す。

西知、住吉丸を買得す。
居村と金堂と爭論す以來十三年間確執解けず。

奥井善宗死去す。

西悦、生る。
居村と金堂祭禮の争あり。

妙聚發病。定次、正之、兩人が商業にいそしむを見て子寶の歌あり。

二月十三日妙聚死去す。毒薬を畫く。正之、觀音田と折衝す。

定次、まきを娶る。ゆき、村田氏に嫁す。正之、甲府店を支配す。

経屋三事

年	定 次	正 之	萬生丸、遭難。長兄、教誦死去す。 旱魃。六月ペルリ來航す。
安政 元	六十五歳 二十八歳 二十二歳	六十六 二十九 二十四	定次妻、まき死去す。西知、發病。金福丸遭難。店員五名不埒の行爲あり解雇す。佐七、道中にてコロリに羅りて死去す。正之、遺骨を携へて甲府に到る。 内裏炎上。地震。物價暴落す。
元	六	六十七	萬延
元	五	二十六	元
元	四	三十	六
元	三	三十二	五
元	二	三十三	六十九
元	一	三十四	七十一
文久		二十八	七十二
元治		二十七	三十五
元		二十九	三十五
元		三十	三十九
元		三十一	四十
元		三十二	四十一
元		三十三	四十二
元		三十四	四十三
元		三十五	四十四
元		三十六	四十五
元		三十七	四十六
元		三十八	四十七
元		三十九	四十八
元		四十	四十九
元		四十一	五十
元		四十二	五十一
元		四十三	五十二
元		四十四	五十三
元		四十五	五十四
元		四十六	五十五
元		四十七	五十六
元		四十八	五十七
元		四十九	五十八
元		五十	五十九
元		五十一	六十
元		五十二	六十一
元		五十三	六十二
元		五十四	六十三
元		五十五	六十四
元		五十六	六十五
元		五十七	六十六
元		五十八	六十七
元		五十九	六十八
元		六十	六十九
元		六十一	七十
元		六十二	七十一
元		六十三	七十二
元		六十四	七十三
元		六十五	七十四
元		六十六	七十五
元		六十七	七十六
元		六十八	七十七
元		六十九	七十八
元		七十	七十九
元		七十一	八十一
元		七十二	八十二
元		七十三	八十三
元		七十四	八十四
元		七十五	八十五
元		七十六	八十六
元		七十七	八十七
元		七十八	八十八
元		七十九	八十九
元		八十	九十一
元		八十一	九十二
元		八十二	九十三
元		八十三	九十四
元		八十四	九十五
元		八十五	九十六
元		八十六	九十七
元		八十七	九十八
元		八十八	九十九
元		八十九	一百
元		九十	一百一
元		九十一	一百二
元		九十二	一百三
元		九十三	一百四
元		九十四	一百五
元		九十五	一百六
元		九十六	一百七
元		九十七	一百八
元		九十八	一百九
元		九十九	一百十
元		一百	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	一百一
元		一百一	一百二
元		一百二	一百三
元		一百三	一百四
元		一百四	一百五
元		一百五	一百六
元		一百六	一百七
元		一百七	一百八
元		一百八	一百九
元		一百九	一百十
元		一百十	

年
歲定
歲定
次正
之

八月戸長任命。
小學校令發布。

五月十八日かつ死去す。谷田勘助、塙本卯兵衛別家す。
正之、脚氣を病む。東京店引退戸長任命。紙商社事件あり。

嗣子を伴うて甲州得意巡り。かはらじの詠あり。小學校新築着手。

籠手田權令來問、冬日の詠あり。正之等と氏神神殿新築の議あり。北村正七、別家す。

正之、裁判事件あり。嗣子定次郎吳服方に、友次郎甲州方に、各勤務。

正之の嗣子清三郎東京に、原三の嗣子久七甲州に、各初下りす。

四十八	四十二	四十九	四十三	四十九	四十四	五十	四十五	五十一	四十七	五十四	四十九	四十八	五十六	五十	五十三	五十五	五十六	四十九	四十	四十三	四十九	四十二
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----

二十七	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	
六十九	六十六	六十五	六十四	六十三	六十二	六十一	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十八	五十九	六十一	六十七	六十九	二十七	
六十八	六十二	六十一	六十一	谷鐵臣に論語を聽講す。	正之の妻小宮山氏死去す。	正之、火葬場改修事業完成す。	名古屋にて賜宴。原三、東京店引退。西悦、洋行の望ありて果さす。	國會開設。教育勅語宣布。	塙本商社創立。	憲法發布。	正之、火葬場改修事業完成す。	塙本合名會社を組織す。縣下諸山土砂秆止費を寄贈す。	商法實施。	日清戰爭。	正之の妻小宮山氏死去す。	正之、火葬場改修事業完成す。	塙本合名會社を組織す。縣下諸山土砂秆止費を寄贈す。	商法實施。	正之の妻小宮山氏死去す。	正之、火葬場改修事業完成す。	名古屋にて賜宴。原三、東京店引退。西悦、洋行の望ありて果さす。	國會開設。教育勅語宣布。
六十九	六十三	六十二	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	二十六	

年

定 悅

定 次

正 之

二十八歳

「名家の敗亡」を著す。家法草案を作る。品川彌二郎來訪。

二十九歳

了源上人遺蹟修補。靈屋建立。小樽開店。先妣の遺像を奉持し。弟妹を伴うて善光寺へ詣づ。

三十歳

圓光寺和上に大經を聽講す。縣立商業學校を八幡に移轉す。

三十一歳

遣言狀作成。藍綬褒章を賜ふ。秋、正之に藍綬褒章を賜ふ。

三十二歳

京都東山に物故店員の爲め墓碑を建て自ら撰文す。神輿改造を議決す。

三十三歳

氏神遷幸五十年祭を執行す。「しのぶ艸」を著す。小樽店類焼。郡長に軍國奉仕の事を説く。

三十四歳

二月十三日死去す。本山攝受庵の賜號あり。日露開戦。

三十五歳

北海道視察の途次那須野に、大山元帥を訪ふ。

三十六歳

教育上の功績を表彰せらる。京都店大黒町へ移轉。

三十七歳

奈良にて賜宴。大山元帥、正之宅に來訪。

三十八歳

戊申詔書下る。

三十九歳

東京店新築起工。

四十歳

小樽店新築起工。

四十一歳

東京店新築落成。甲州方を東京店に合併す。日獨開戦。

四十二歳

動六等を授けらる。氏神神輿落成。

四十三歳

レウマチスを病む。十二月六日原三、死去す。

四十四歳

彦根に賜謁の御沙汰を拜す。病中に付御遠慮申上ぐ。

四十五歳

二月二十八日死去す。

四十六歳

三月五日西悅死去す。

四十七歳

四月十七日村田ゆき死去す。

四十八歳

一月四日塚本さと死去す。

昭和

大正

十十
三二一七六五四三二元
四十三
四十四

跋

祖宗の先蹟を追尋し、その行實を記述するは、もとより、不徳わが如きものの能くするところでないが、我家の歴史を我家に傳ふることを以て、當代の義務なりと感じ、大正八年、筆を執りて、塚本家譜の稿を起した。然るに中道において、偶々大正十二年の大震災に會し、その原稿の大半を焼失したので、爾來、更にその執筆と、之が補修に力め、今年、漸く脱稿することを得、冊數、實に五十有七に達した。しかも、餘りに浩瀚に過ぎて、却つて、先君の流芳を窺ふに、頗る不便を感じるに至つた結果、茲に「紅屋三翁」と題し、祖先定悅翁、並に定次、正之、兩翁とその昆季五君等の略歴を抜萃して、小冊子と成し子孫

の讀本に、資せんことを期した。

語に謂ふ。將門將を生すと。定次、正之、兩翁の昆季は、いづれも、父祖の衣鉢を傳ふる立派なる方方であつて、積善の餘慶、慈護の恩澤、後世子孫の敬仰すべき芳躅をも、皆ともに此の一巻に収められてゐる。希くは、之を讀むもの、與に共に、祖訓を服膺し、忠孝兩全、以て祖徳を顯彰し、また以て、無窮の國恩に報せんことを。

昭和八年八月二十五日

祖翁の祥月命日に當りて

塙本源三郎謹識

紅屋三翁正誤表

丁

行

誤

一二一オ

七

攝定庵

攝受庵

三三一ウ

實務女學校

女子實務學校



302
111

昭和十年四月二十五日印刷

昭和十年五月二日發行

非賣品

滋賀縣神崎郡南五個莊村川並

發行者

著作者

塙本源三郎

印刷所

京都市下京區西洞院七條南

内外出版印刷株式會社

終

